# 第２章　事後調査計画の概要

## 第２章　事後調査計画の概要

### １　事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的とする。

### ２　事後調査の項目

事後調査の項目は表2-1に示すとおり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される事後調査の項目を選定する視点を勘案し、影響の程度が大きい項目、予測の不確実性の高い項目として、工事中の産業廃棄物、供用時の緑の質及び地域交通を選定した。

本報告書では、工事中の項目（産業廃棄物）について、報告を行う。

なお、土壌汚染については、計画地内の土壌汚染状況調査で土壌汚染が確認されなかったことから、「事後調査実施計画変更届」（令和８年11月13日提出）において、事後調査の項目から除外した。

**表2-1　事後調査の項目**

| 区分 | 項目 | 選定する理由 | 実施状況 |
|---|---|---|---|
| 工事中 | 産業廃棄物 | 産業廃棄物については、生活環境の保全に支障はないものと評価しているが、既存施設の解体工事にあたり、石綿含有建材の使用が確認された場合は、関係法令等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に対応することとしているため、石綿が適正に処理・処分されていることを事後調査で確認する。なお、石綿含有建材の使用が確認されなかった場合には、事後調査の項目から除外する。 | 今回報告分 |
| 供用時 | 緑の質 | 緑の質については、緑の適切な回復育成が図られるものと評価しているが、予期し得ぬ要因により、予測結果と異なる状況が生じることを考慮するとともに、環境保全のための措置が効果的に機能しているかを事後調査で確認する。 | － |
| | 地域交通 | 地域交通については、生活環境の保全に著しい支障はないものと評価しているが、供用時の施設関連車両による交通混雑度の予測結果が交通量の処理が可能とされる目安（1.0）に近いこと、予測では川崎港を利用する施設関連車両の台数、川崎港臨港道路東扇島水江町線（令和 10 年度完成予定）の整備による交通流の変化を考慮しておらず、予測の不確実性が高いことから、事後調査を実施する。また、施設関連車両に対して、「高速湾岸線を積極的に利用する」ことを環境保全のための措置として記載していることから、テナントに聞き取り調査等を実施し、高速湾岸線の利用状況を事後調査で確認する。 | － |

## 3　事後調査の内容

### (1)　工事中

#### ①　産業廃棄物

産業廃棄物に係る事後調査の内容は、表2-2に示すとおりである。

**表2-2　産業廃棄物に係る事後調査の内容（工事中）**

| | |
|---|---|
| 調査項目 | ・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法<br>・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置の実施状況 |
| 調査時期 | 既存施設の解体工事完了後 |
| 調査地点 | 計画地内 |
| 調査方法 | 工事関係資料により、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法を把握する。また、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置について把握する。 |

## 4　調査実施者（業務受託者）

名　　称：株式会社ポリテック・エイディディ

代 表 者：代表取締役社長　山本　師範

所 在 地：東京都中央区新富一丁目18番８号

# 第３章　事後調査結果

# 第３章　事後調査結果

## １　廃棄物等

### 1.1　産業廃棄物

#### (1)　調査項目

調査項目は下記のとおりとした。

・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法

・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置の実施状況

#### (2)　調査時期

**①　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法**

特定粉じん排出等作業の期間（令和７年７月22日～令和７年12月27日）とした。

**②　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置の実施状況**

「①　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法」と同様とした。

#### (3)　調査地点

**①　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法**

計画地内とした。

**②　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置の実施状況**

「①　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法」と同様とした。

#### (4)　調査方法

**①　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法**

関係法令に基づく届出資料等の整理によった。

**②　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置の実施状況**

「①　廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法」と同様とした。

### (5) 調査結果

#### ① 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法

#### ア 関係法令に基づく届出の状況

関係法令に基づく届出の状況は表3.1.1-1に示すとおりである。

表3.1.1-1 関係法令に基づく届出の状況

| 根拠法令 | 届出書類 | 届出日 |
|---|---|---|
| 「大気汚染防止法」<br>（昭和 43 年 6 月、法律第 97 号）<br>第 18 条 15 第 6 項 | 事前調査結果報告書 | 令和 7 年 6 月 19 日 |
| 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」<br>（平成 11 年 12 月、条例第 50 号）<br>第 67 条の 5 第 1 項又は第 2 項 | 石綿排出等作業実施届出書 | 令和 7 年 7 月 4 日 |
| 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」<br>（平成 11 年 12 月、条例第 50 号）<br>第 67 条の 7 | 作業完了報告書 | 令和 8 年 3 月 4 日 |

注1)計画地内では「大気汚染防止法施行令」（昭和43年11月、政令第329号）第10条の２に定める特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材）の使用はなかったことから、本工事は「大気汚染防止法」第18条の17第１項（第２項）の規定による届出対象特定工事に該当しない。このため、「特定粉じん排出等作業実施届出書」は不要である。

注2)本工事は、大気汚染防止法の届出対象特定工事に該当しないことから、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第67条の６第１項に基づく「石綿濃度測定計画届出書」、同第67条の６第２項に基づく「石綿濃度測定結果報告書」は不要である。

### イ　撤去建造物における石綿含有建材の使用状況

撤去建造物における石綿含有建材の使用状況は表3.1.1-2に示すとおりである。

石綿含有建材は、計画地内の既存建築物の柱根巻コンクリート、壁、天井などで使用されており、使用面積は合計27,917㎡であった。

建材の種類は、石綿含有仕上塗材と石綿含有成形板等（ケイ酸カルシウム板を含む）であり、廃棄物となった場合に「石綿含有産業廃棄物」として扱われる飛散性の比較的低い建材であった。飛散性の高い「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物）として扱われる建材の使用はなかった。

なお、石綿の使用の有無については、既存資料及び現地目視調査により、石綿含有の可能性のある建材の種類及び使用箇所を把握し、採取した試料を偏光顕微鏡によるJIS-A1481-1(2016)「建材製品中アスベスト含有率測定法」により分析し確認した。

**表 3.1.1-2　石綿含有建材の使用状況**

| ﾚﾍﾞﾙ分類 | 建材種類 | | 使用箇所 | アスベスト種類 | 使用面積(㎡) |
|---|---|---|---|---|---|
| ﾚﾍﾞﾙ3相当 注) | 石綿含有仕上塗材 | 下地調整材 | 立体自動倉庫<br>柱根巻コンクリート | クリソタイル | 610 |
| | | 下地調整材 | 立体自動倉庫<br>EV 室外壁 | クリソタイル | 155 |
| ﾚﾍﾞﾙ3 | 石綿含有成形板等 | けい酸カルシウム板（第１種） | 立体自動倉庫<br>機械室内ポンプ室壁 | クリソタイル/<br>アモサイト | 76 |
| | | けい酸カルシウム板（第１種） | 新車点検場<br>休憩室壁 | クリソタイル/<br>アモサイト | 111 |
| | | フレキシブルボード | 立体自動倉庫<br>洗濯室天井、<br>コンピュータールーム壁 | クリソタイル/<br>アモサイト | 80 |
| | | スレート板 | 管理棟<br>外部外壁 | クリソタイル | 150 |
| | | スレート板 | 管理棟<br>倉庫壁 | クリソタイル | 52 |
| | | 波板スレート板 | 立体自動倉庫<br>外壁、屋外ポンプ室屋根 | クリソタイル | 26,000 |
| | | 波板スレート板 | 新車点検場<br>外壁 | クリソタイル | 683 |
| 合　計 | | | | | 27,917 |

注）石綿含有仕上塗材のレベル分類は、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成26年11月、国土交通省）の「その他の石綿含有建材（レベル３相当）」によった。

### ウ　石綿含有産業廃棄物の処理・処分方法

撤去建造物において確認された石綿含有建材は、いずれも石綿含有産業廃棄物として処理・処分した。石綿含有産業廃棄物の発生量は、表3.1.1-3に示すとおり、合計で915㎥であった。また、石綿含有産業廃棄物の処理・処分の状況は表3.1.1-4及び写真3.1.1-1～写真3.1.1-4に示すとおりである。

石綿含有仕上塗材については、集塵装置付きディスクグラインダーを用いて、塗膜を除去し、袋に梱包し保管・運搬した。

けい酸カルシウム板（第１種）については、切断すると比較的飛散性が高いことから、散水し湿潤化の上、原型のまま取り外し、フレコンバックに梱包し、適宜散水により湿潤化し保管・運搬した。

フレキシブルボード、スレート板は、原型での取り外しを基本としたが、腐食や固着などの理由で取り外しが困難な箇所は、散水し湿潤化の上破砕し、手作業で取り外し、フレコンバックに入れて適宜散水により湿潤化し保管・運搬した。

波板スレート板は、ビス部分に粉じん飛散防止剤を散布の上、手作業で取り外し、破砕しないよう重ね、散水し湿潤化しながら、バラのまま荷台に積み込み、荷台上面を自動開閉式シートで覆い運搬した。

除去した石綿含有産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬業（石綿含有産業廃棄物を含む）の許可を受けた業者に委託して運搬し、産業廃棄物処分業（石綿含有産業廃棄物を含む）の許可を受けた業者に委託し処分した。

なお、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）はなかった。

**表 3.1.1-3　石綿含有産業廃棄物の発生状況**

| 建材種類 | | 廃棄物名 | 発生量（㎥） | 荷姿 | 運搬業者 | 処分業者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 石綿含有仕上塗材 | 下地調整材 | 石綿含有（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） | 5 | バラ（袋） | 新潟メスキュード株式会社 | 株式会社富山環境整備 |
| 石綿含有成形板等 | けい酸カルシウム板（第１種） | 石綿含有（がれき類） | 16 | フレコンバック | 株式会社彩和 | 株式会社ミダック |
| | フレキシブルボード、スレート板 | | | | | |
| | 波板スレート板 | | 894 | バラ | 株式会社ECO.NOE | サヽキ工業株式会社 |
| | | | | | 株式会社しょうじ建設 | |
| 合　計 | | | 915 | － | － | － |

表 3.1.1-4　石綿含有産業廃棄物の処理・処分の状況

| 建材種類 | | 処理・運搬方法 | 処理に使用する資材及びその種類 | 処分方法 |
|---|---|---|---|---|
| 石綿含有仕上塗材 | 下地調整材 | 集塵装置付きディスクグラインダー工法で除去。プラスチック袋に梱包し保管・運搬。 | ・飛散抑制剤（テクノウェットW）<br>・集塵装置付きディスクグラインダー（9533BSK）<br>・半面形取替式防じんマスク（7191DK）<br>・真空掃除機（GD930S2-HEPA）<br>・吹付機（エアレススプレイヤースーパー60L） | 産業廃棄物収集運搬業（石綿含有産業廃棄物を含む）の許可を受けた業者に委託し運搬。<br>産業廃棄物処分業（石綿含有産業廃棄物を含む）の許可を受けた業者に委託し処分。 |
| 石綿含有成形板等 | けい酸カルシウム板（第１種） | 散水し湿潤化の上、手作業で原型のまま取り外し。フレコンバックに入れて適宜散水により湿潤化し保管・運搬。 | | |
| | フレキシブルボード、スレート板 | 原型での取り外しを基本としたが、腐食や固着などの理由で取り外しが困難な箇所は、散水し湿潤化の上破砕し、手作業で取り外し。フレコンバックに入れて適宜散水により湿潤化し保管・運搬。 | | |
| | 波板スレート板 | ビス部分に粉じん飛散防止剤を散布の上、手作業で取り外し。破砕しないよう重ね、散水し湿潤化しながら、荷台に積み込み、荷台上面を自動開閉式シートで覆い運搬。 | | |

### ② 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等の防止に関する措置の実施状況

石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等防止に関する措置の実施状況は、表3.1.1-5、図3.1.1-1及び写真3.1.1-1～写真3.1.1-4に示すとおりである。

作業に当たっては、作業計画書を作成し、各種掲示・表示の上、作業を行った。また、作業状況の記録を行った。

作業員は、半面形取替式防じんマスクを着用し、通勤衣とは別の保護衣もしくは専用の作業衣に着替え作業した。

石綿含有仕上塗材の除去作業については、屋内作業については、ポリシートで開口・窓等を塞き、床を養生したうえで、集塵装置付きディスクグラインダーを使用した。屋外作業については、塗装面をポリシートで覆った内側で集塵装置付きディスクグラインダーを使用した。作業後の除去面には粉じん飛散防止剤を塗布することで、飛散・流出を防止した。集塵した塗材は、集塵袋ごとプラスチック袋に梱包し、保管・運搬時の飛散・流出を防止した。

けい酸カルシウム板（第１種）については、石綿繊維が飛散しないよう、散水し湿潤化しながら、手作業で取り外した。切断しないことから、隔離養生は行わなかった。

フレキシブルボード、スレート板については、原型での取り外しを基本としたが、腐食や固着などの理由で取り外しが困難な箇所は破砕して取り外したことから、散水により湿潤化することで飛散防止を図った。けい酸カルシウム板（第１種）、フレキシブルボード、スレート板については、取り外し後はフレコンバックに入れて適宜散水により湿潤化し、保管・運搬時の飛散・流出を防止した。

波板スレート板については、ビス部分に粉じん飛散防止剤を散布し、飛散防止を図り、手作業で取り外した。破砕しないよう重ね、散水し湿潤化しながら、荷台に積み込み、荷台上面を自動開閉式シートで覆い運搬することで、飛散・流出を防止した。

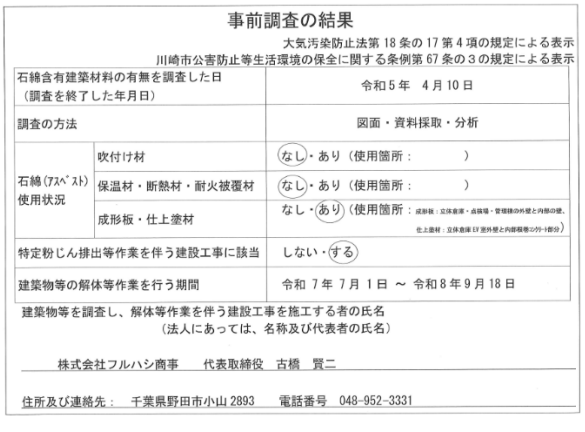
作業後は養生を実施した場合は養生を撤去し、最終清掃を行った。

また、石綿含有産業廃棄物の搬出に当たっては、廃材を破砕することなく運搬できる十分な大きさの車両を用いた。

表 3.1.1-5　石綿含有産業廃棄物の飛散・流出等防止に関する措置の実施状況

| 建材種類 | | 飛散・流出等防止に関する措置 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 保護具 | 養生 | 湿潤化等 | 保管・運搬 | 備考 |
| 石綿含有仕上塗材 | 下地調整材 | ・半面形取替式防じんマスク<br>・通勤衣とは別の保護衣もしくは専用の作業衣 | ・屋内作業はポリシートで開口・窓等を塞ぐ。ポリシートで床を養生<br>・屋外作業は、塗装面をポリシートで覆う | （集塵装置付きディスクグラインダーを使用することから、湿潤化は行わない）<br>・塗材除去後に粉じん飛散防止剤を塗布 | ・集塵袋ごとプラスチック袋に梱包 | － |
| 石綿含有成形板等 | けい酸カルシウム板（第１種） | | （破壊しないため養生は行わない） | ・散水により湿潤化 | ・フレコンバックに梱包し、適宜散水し湿潤化 | 破壊せず、原型のまま取り外す |
| | フレキシブルボード、スレート板 | | － | ・散水により湿潤化 | | － |
| | 波板スレート板 | | － | ・ビスに粉じん飛散防止剤を散布 | ・破砕しないよう重ね、散水し湿潤化しながら荷台に積み込み、荷台上面は自動開閉式シートで覆う<br>・廃材を破砕することなく運搬できる十分な大きさの車両を使用 | － |

事前調査の結果に関する掲示板



事前調査の結果

大気汚染防止法第 18 条の 17 第 4 項の規定による表示
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 67 条の３の規定による表示

| | | |
|---|---|---|
| 石綿含有建築材料の有無を調査した日（調査を終了した年月日） | | 令和５年　４月 10 日 |
| 調査の方法 | | 図面・資料採取・分析 |
| 石綿（ｱｽﾍﾞｽﾄ）使用状況 | 吹付け材 | (なし)・あり（使用箇所：　　） |
| | 保温材・断熱材・耐火被覆材 | (なし)・あり（使用箇所：　　） |
| | 成形板・仕上塗材 | なし・(あり)（使用箇所：成形板：立体倉庫・倉庫棟・管理棟の外壁と内部の壁、仕上塗材：立体倉庫 EF 面外壁と内部階段の外１部分） |
| 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当 | | しない・(する) |
| 建築物等の解体等作業を行う期間 | | 令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 18 日 |

建築物等を調査し、解体等作業を伴う建設工事を施工する者の氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

株式会社フルハシ商事　　代表取締役　古橋　賢二

住所及び連絡先：　千葉県野田市小山 2893　　電話番号　048-952-3331

解体等作業に関する掲示板



石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材(レベル3建材)の除去等作業記入例　※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第３条第８項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第５項及び関連施行規則第 16 条の４第二号の規定により、
解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：　三景技術のプール既存建屋解体工事作業所

| | |
|---|---|
| 調査終了年月日 | 令和５年 4 月 10 日 |
| 着板表示日 | 令和７年７月１日 |
| 解体等工事期間 | 令和７年７月１日 ～ 令和８年９月 18 日 |
| 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 | 令和７年７月 22 日 ～ 令和７年 12 月 27 日 |

調査方法の概要(調査業務)

【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査
【調査箇所】 敷地内建物５棟の内外部(立体自動倉庫・パンニング倉庫・新車点検場・管理棟・シャワー室)

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)

【石綿含有あり】○数字は左下欄の「その他の事項」を参照
立体自動倉庫①：外壁波形スレート板、1F洗濯室天井ラスモルタル下地壁ﾓﾙﾀﾙ吹付、1F機械室内ロンﾌﾞ塗壁ﾓﾙﾀﾙ吹付
1F倉庫現場コンクリート仕上塗材、EV室外壁仕上塗材。
新車点検場③：外壁波形スレート板、2F共用室壁ﾓﾙﾀﾙ吹付ﾓﾙﾀﾙ板
管理棟③：外壁仕上塗材ﾓﾙﾀﾙ+板、倉庫壁スレート板
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照
立体自動倉庫①：外壁仕上塗材、1F倉庫内ホスホロボード、1FEV室天井・壁石膏ボード、2F荷積場
折板屋根鉄部・塩鉄水塗装。
ﾊﾟﾝﾆﾝｸﾞ倉庫③：外壁(ALC・RC)仕上塗材、1F倉庫柱ﾗｲﾀﾞﾓﾙﾀﾙ吹付ﾓﾙﾀﾙ板・内壁EP塗装、1FD開段床Pタイルｰﾂﾀﾝﾄﾞﾎﾞﾝﾄﾞ
2F床面塗床,長尺シート,トル配管耐火二層管
新車点検場③：2F床長尺ｼｰﾄ・Pタイル、管理棟③ 天井石膏ﾎﾞｰﾄﾞ、和室京壁風ﾋﾞﾆｸﾛｽ、ｼｬﾜｰ室④：外壁ﾎﾞｰﾄﾞ

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法

| | |
|---|---|
| 石綿含有建材(特定建築材料)の飛散方法 | (除去)・その他 |
| 特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 | 石綿含有成形板等<br>フルハシモルタルボードは、立入禁止措置、飛散養生袋に湿潤化して手ばらしで取外す。ラス(鉄線ネット)ん板は、立入禁止措置、飛散養生袋に湿潤にて湿潤化して手ばらしで取外す。<br>資料No.に異生を掲く。<br>石綿含有仕上塗材<br>仕上塗材は、立入禁止措置、シート養生袋に湿潤にて湿潤化して集積養生袋にて湿潤化して手ばらしで取外す。<br>ダー工法にて散水し、減化剤を使用し集塵機等で清掃後にコンテナ袋を掛く。 |
| 使用する資材及びその種類 | ・型周用基礎 ラスモルタル(W　エアレススプレイヤースーパー60L<br>・養生用シート(厚さ:厚 0.15mm・その他 0.10mm)・設置テープ 等<br>・集塵装置付きディスクグラインダー　・真空掃除機　・石綿廃棄用袋<br>・散水機・ﾊﾟｰﾙ ドラバー等 |
| 備考：その他の事項等の届出年月日 | その他事項 |

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(令和 7 年 7 月 7 日届出予定)

調査結果の概要に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す
①目視　②設計図書　③分析　④材料製造者による証明
⑤材料の製造年月日　⑥みなし

発注者または自主施工者
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
RW業務島特定目的会社
取締役　田島　安寿
住所
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング
元請業者(工事の施工者かつ調査者)
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
株式会社フルハシ商事
代表取締役　古橋　賢二
住所　千葉県野田市小山 2893
現場責任者氏名　佐藤　誠
連絡場所 TEL　048-952-3331
竹下幹之、諸田晃彦 を石綿作業主任者に選任しています。

調査を行った者(分析等の実施者)
氏名又は名称及び住所
事前調査・試料採取を実施した者
①　特定建築物石綿含有建材調査者
関ヒストリック
片桐　睦泰　登録番号 H 2911002
住所:　三景県桑名市大字下深谷部 345-11
分析を実施した者
②　石綿分析技術評価事業(社)日本作業環境測定協会)
諸田本保健衛生協会
森島　千宏　他３名　登録番号 2213A0110
住所:　大阪府吹田市藤水町１丁目 40 番２号

図3.1.1-1　石綿含有産業廃棄物の処理及び飛散流出防止措置の実施状況（掲示板）

使用資機材（養生シート 0.15 ㎜）




使用資機材（粉じん飛散防止剤）




使用資機材（半面形取替式防じんマスク）




使用資機材（交換用フィルター）




使用資機材（噴霧器）




使用資機材（集塵装置付きディスクグラインダー）




使用資機材（廃棄用プラスチック袋 0.15 ㎜）

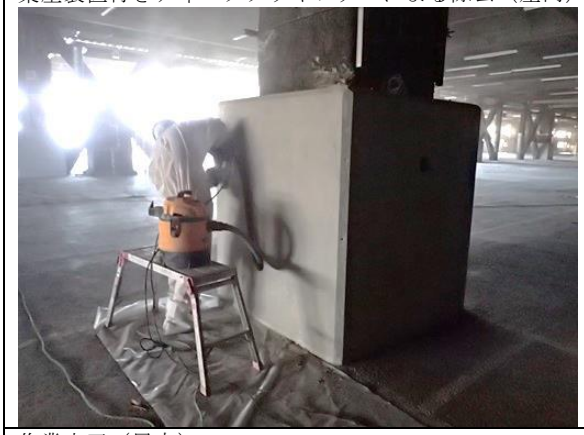



使用資機材（真空掃除器）




写真3.1.1-1　石綿含有産業廃棄物の処理及び飛散流出防止措置の実施状況（使用資機材）

集塵装置付きディスクグラインダーによる除去（屋内）



除去後に粉じん飛散防止剤塗布（屋内）



作業完了（屋内）



集塵袋をプラスチック袋で袋詰め



養生状況（屋外）



集塵装置付きディスクグラインダーによる除去（屋外）



除去後に飛散防止剤塗布（屋外）



作業完了（屋外）



写真 3.1.1-2　石綿含有産業廃棄物の処理及び飛散流出防止措置の実施状況
（石綿含有仕上塗材除去）

けい酸カルシウム板（第１種）除去
　散水により湿潤化し、手作業で原型のまま取り外し



フレキシブルボード除去
　切断を伴う除去のため、散水により湿潤化



スレート板除去
　散水により湿潤化し、原則原型のまま取り外し



スレート板除去
　切断を伴う除去のため、散水により湿潤化



波型スレート板除去
　固定箇所（ビス）に粉じん飛散防止剤を散布




波型スレート板除去
　原型のまま取り外し




建物周囲の足場に建物の高さまでの幕（防音シート）



波型スレート板撤去完了



**写真 3.1.1-3　石綿含有産業廃棄物の処理及び飛散流出防止措置の実施状況**
**（石綿含有成形板除去）**

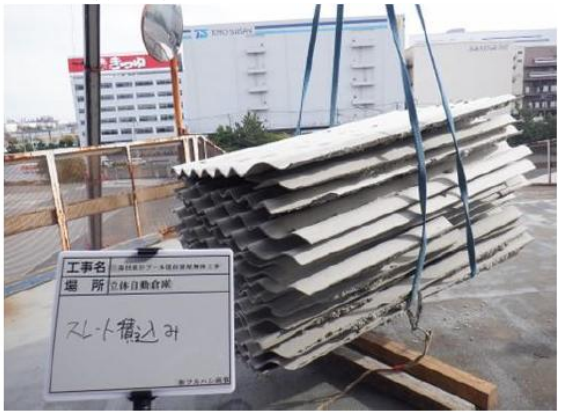
石綿含有仕上塗材の運搬・処分
　石綿含有廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
車両への積込み状況




石綿含有仕上塗材の運搬・処分
　石綿含有廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
最終処分場荷下ろし状況



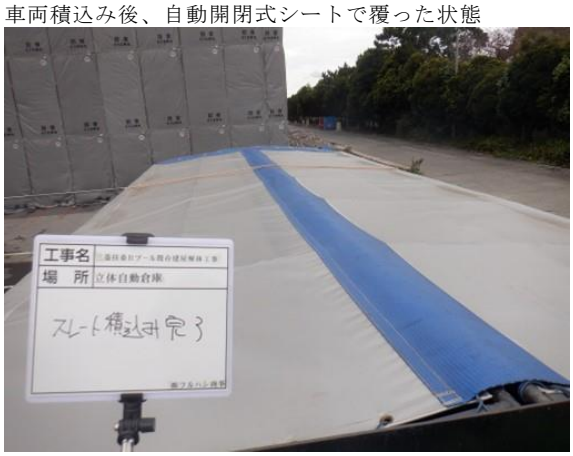

石綿含有成形板の運搬・処分
　石綿含有廃棄物（がれき類）
車両への積込み状況




石綿含有成形板の運搬・処分
　石綿含有廃棄物（がれき類）
散水し車両へ積込み



石綿含有成形板の運搬・処分
　石綿含有廃棄物（がれき類）
車両積込み後、自動開閉式シートで覆った状態




石綿含有成形板の運搬・処分
　石綿含有廃棄物（がれき類）
最終処分場荷下ろし状況



**写真 3.1.1-4　石綿含有産業廃棄物の処理及び飛散流出防止措置の実施状況（運搬・処分）**

注）大気中石綿濃度の測定は実施していない。（表 3.1.1-1（p.48）参照）

### (6) 環境保全のための措置の実施状況

条例評価書に記載した環境保全のための措置の実施状況は、表3.1.1-6に示すとおりである。条例評価書に記載したとおり、石綿含有産業廃棄物について、法令に基づく手続に則り、産業廃棄物の状況を適切に把握し、必要な対応を行っている。

**表 3.1.1-6　環境保全のための措置の実施状況**

| 条例評価書に記載した環境保全のための措置 | 実施状況 |
|---|---|
| ・許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、適正に処理・処分する。<br>・既存施設の解体工事に当たり、石綿含有建材の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に対応する。 | ・石綿含有産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、適正に処理・処分した。<br>・既存施設の解体工事に当たり、「大気汚染防止法」に基づく事前調査を行い、届出るとともに、石綿含有建材の使用が確認されたことから、「川崎市公害防止等生活環境保全に関する条例」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」等に基づき、建材の種類に応じた方法により、飛散・流出等のないよう適正に対応した。 |

注）条例評価書に記載した環境保全のための措置は、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物に関するもののみ抽出した。

### (7) 調査結果の検証結果及び以後講ずる措置

事後調査の結果、既存施設の解体にあたっては、「大気汚染防止法」（昭和43年6月、法律第97号）に基づく事前調査を行い、石綿含有建材の使用が確認されたことから、条例評価書に記載したとおり、「川崎市公害防止等生活環境保全に関する条例」（平成11年12月、条例第50号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月、法律第137号）、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」（令和３年３月、環境省）等の関係法令に基づき、建材の種類に応じた方法により、飛散・流出等のないよう適正に対応し、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、適正に処理・処分していた。

したがって、既存施設で確認された石綿含有建材は、適正に処理・処分されたことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はなく、以後講ずる措置はない。